



2015年度より 会費割引制度 が導入されます！

このたび、2015年度年会費より「育児休業割引」と「シニア割引」が導入されることになりました。対象の会員様におかれましては、ぜひご活用頂ければ幸いです。詳細をご確認の上マイページよりご申請ください。

育児休業割引 2015年2月中旬～受付開始予定

育児休業期間中に割引申請を行った会員について次年度会費を割引する制度

■割引額

- ・日本理学療法士協会年会費 通常金額 11,000円 → **割引後 3,000円** (会館建設積立金 1,000円を含む)
- ・埼玉県理学療法士会年会費 通常金額 10,000円 → **割引後 5,000円**

■申請可能対象者

- ・育児休業期間中の会員
- ・割引適用年度に在会であること
- ・申請時及び割引請求時において、年会費・セミナー費を含む全ての請求が納入済であること

■申請必要書類

育児休業給付金支給決定通知書コピー (ファイル形式で WEB 申請時に添付)

■割引適用年度

申請年度の翌年度年会費に適用

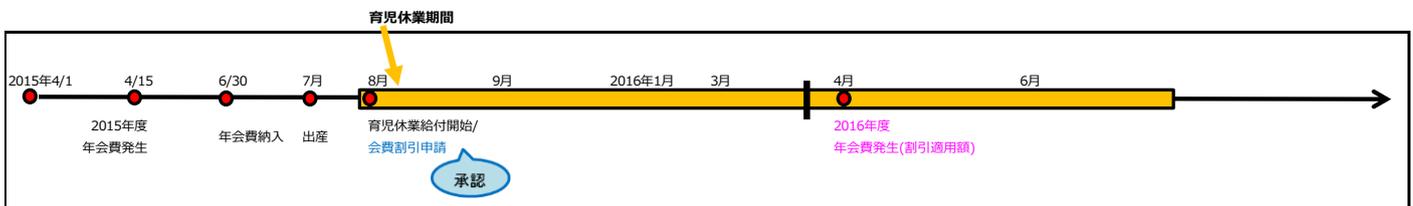
ただし、休会者は復会申請をした者のみ、復会年度 (当該年度支払済の場合は翌年度) に適用

■備考

- ・夫婦で同一の乳児に対しても各々が育児休業を申請している場合はそれぞれに割引を認める
- ・同一年度に他の割引との併用不可、複数該当する場合は割引率の高い方を優先する
- ・県外異動した場合は請求時に所属の都道府県理学療法士会の割引を適用する
- ・休会者は、復会申請と同時に割引申請を行う必要があり、復会申請を行うまでに育児休業期間が終了した場合は申請できない

例

(Aさんの場合)2015年度会費を6月に納入済、8月より育児休業を取得するため割引申請を行った。 ⇒2016年度会費割引適用



(Bさんの場合)

2015年度会費未納により申請不可、2016年度に2015・2016年度会費を支払った。その後割引申請を行った。

⇒2017年度会費割引適用



(Cさんの場合)

2015年度会費を6月に納入、8月に割引申請を行った。年度末に休会申請を行い、2016年度は休会した。

⇒2016年度割引申請は無効。復会までに育児休業期間が終了した場合は再申請不可



※その他のケースや、詳しくは日本理学療法士協会ホームページをご確認ください。

※「シニア割引」については裏面へ

満65歳以上かつ会員歴25年以上の在会会員で割引申請を行った者について、以降の年会費を割引する制度

■割引額

- ・日本理学療法士協会年会費 通常金額 11,000円 → **割引後 3,000円** (会館建設積立金1,000円を含む)
- ・埼玉県理学療法士会年会費 通常金額 10,000円 → **割引後 2,000円**

■申請可能対象者

- ・申請年度及び割引適用年度に在会であること
- ・申請時及び割引請求時において、年会費・セミナー費を含む全ての請求が納入済であること

■申請必要書類

なし

■割引適用年度

申請年度の翌年度年会費より適用開始、以降自動継続

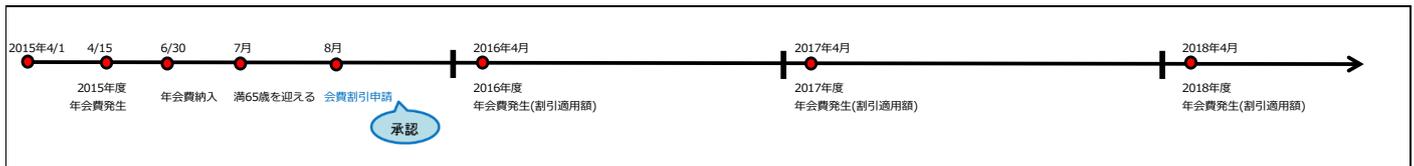
■備考

- ・会員歴に休会期間は問わない
- ・割引申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能
(割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員とする)
- ・割引を取消したい場合は割引取消申請を行うことができ、その後再度割引申請を行うことも可能
- ・年度末に未納が発生していた場合は、次年度は自動的に割引取消とし未納分も通常金額となる
- ・同一年度に他の割引との併用不可、複数該当する場合は割引率の高い方を優先する
- ・県外異動した場合は請求時に所属の都道府県理学療法士会の割引を適用する

例

(Dさんの場合) 2015年度年会費を納入後、8月に誕生日を迎え満65歳、会員歴30年となり、割引申請を行った。

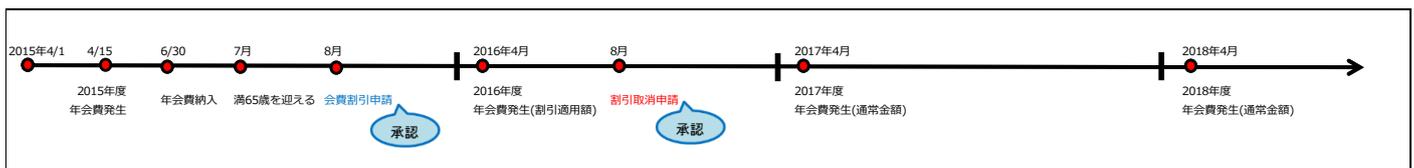
⇒2016年度年会費より割引適用開始。以降、自動的に毎年割引適用。



(Eさんの場合)

2015年度年会費を納入後、8月に誕生日を迎え満65歳、会員歴30年となり、割引申請を行ったが、翌年2017年度に割引を取消。

⇒2016年度年会費は割引適用。取消申請のあった翌年から通常金額で請求。



(Fさんの場合)

2015年度割引申請を行い、2016年度は割引適用。しかし年度末まで未納であったため、2017年度は2016・2017年度分ともに通常金額での請求となってしまった。全額納入後、再度割引申請を行った。

⇒2016年度末時点で未納のため割引は自動取消。2016・2017年度は通常金額の支払が必要だが、2018年度からは再度割引開始となる。



2015年2月中旬より 申請受付開始予定!

※その他のケースや、詳しくは日本理学療法士協会ホームページをご確認ください。

(公社) 埼玉県理学療法士会